

# 勤務医会員島根県医師会協力貯蓄契約書

一般社団法人島根県医師会を甲とし、株式会社山陰合同銀行を乙として次のとおり契約を締結する。

(貯蓄契約)

第1条 甲は、勤務医会員島根県医師会協力貯蓄運営規則の定めるところにより、その取扱銀行を乙に指定し、勤務医会員協力貯蓄に加入している会員（以下「会員」という。）より積立金の預託のあった場合は、直ちに会員個人名義の定期預金口座に預け入れるものとする。

(融資契約)

第2条 乙は、会員より融資の申込みがあったときは、次により取扱うものとする。但し、中途より加入した会員に対しては、加入後6カ月間はこの融資の取扱いは行わないものとする。

- 一 融資限度額 積立1口につき1,000万円を限度とする。  
但し、2口加入の場合は2,000万円を限度とする。
- 二 資金の使途 生活資金、住宅資金、子弟の教育資金、その他会員の生活に必要と認められるもの。
- 三 利率 (注・融資利率については、平成21年2月13日現在の利率を示す。)

融 資 期 間	融資利率 (年利)
1 年 以 内	年利 2.025%
1 年超 3 年以内	〃 2.125%
3 年超 5 年以内	〃 2.225%
5 年超 10 年以内	〃 2.425%
10 年超 15 年以内	〃 2.625%
15 年超 20 年以内	〃 2.825%
20 年超 25 年以内	〃 3.025%

四 融 資 期 間 25年以内とする。但し、会員の資格を喪失、または本制度を脱退した場合は原則として本契約による借入金は返済しなければならない。したがって返済できない場合は、その日から本契約に定める融資条件を適用しないものとする。

五 担 保 原則として徴求しない。但し、借入総額が1,000万円を超える場合は徴求することができる。

六 保 証 人 保証人は原則不要とする。

七 償 還 方 法 原則として元金均等償還とする。

八 生命保険加入 融資を受けた会員は、原則として本会グループ保険に加入するものとする。

第3条 会員が前条の融資申込をなす場合は、別に定める融資申込書により、会員の希望する乙の本支店窓口  
に申込みものとする。

(その他)

第4条 本契約の有効期間は平成4年7月1日より5カ年間とし、甲、乙相互において期間満了の1カ月前までに何等の申出のないときは更に5カ年間有効とし、その後もこの例による。

但し、甲、乙何れか一方が本契約を解約せんとするときは1カ月前までに相手方に対しその旨申出なければならない。

第5条 金融情勢の変化その他やむを得ない事情により契約を変更しようとするときは、甲、乙協議決定する。

以上、契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成 年 月 日

松江市袖師町1番31号  
甲 一般社団法人 島根県医師会  
会 長 氏 名 ⑩

松江市魚町10番地  
乙 株式会社 山陰合同銀行  
取締役頭取 氏 名 ⑩